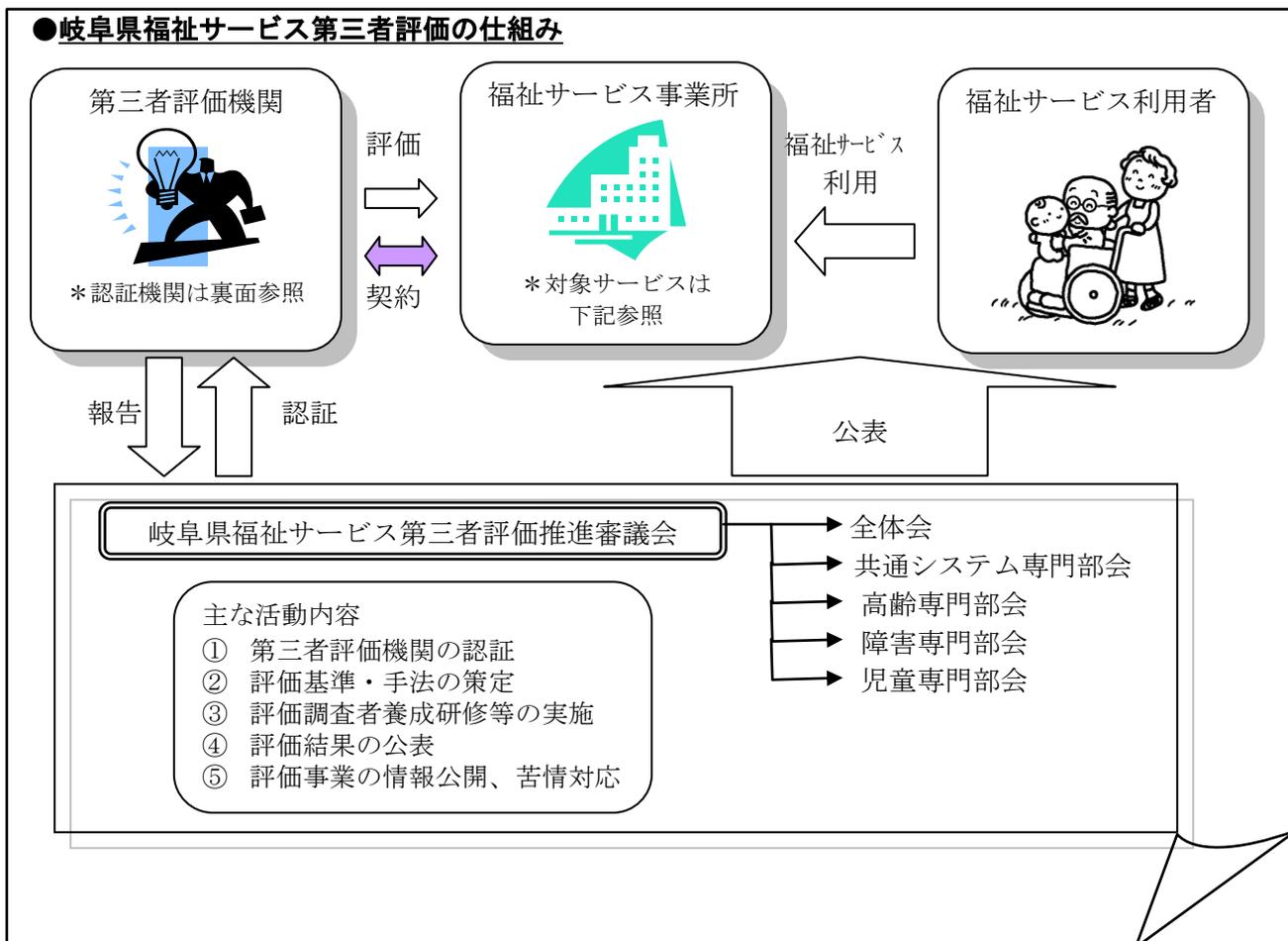


岐阜県福祉サービス第三者評価事業の仕組みについて

●福祉サービス第三者評価事業とは、

社会福祉基礎構造改革のもと、福祉サービスの「措置」から「契約」への転換に伴い、日常生活自立支援事業、苦情解決事業など利用者保護事業とともに、利用者が自ら福祉サービスを選択・決定するため、福祉サービスの質の向上をめざした、公正・中立な第三者機関による福祉サービスの評価事業です。

●岐阜県福祉サービス第三者評価の仕組み



* **対象サービス**：原則として社会福祉法及び介護保険法に規定する全ての福祉施設・サービス（ただし当面は、推進審議会において、評価基準が策定されている下記の福祉施設・サービス）

- 高齢・生活分野：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、救護施設
 - 障がい分野：入所支援、訪問支援、通所支援、共同生活支援、障害児支援、就労支援
 - 児童分野：保育所、児童館（放課後児童クラブ）、婦人保護施設、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）
 - 社会的養護関係施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ※社会的養護関係施設については、全国共通の評価基準を国が策定しています。

● 評価基準

厚生労働省ガイドラインを元に一部県の独自項目を付加し、推進審議会でも共通評価基準及び分野別の専門分野評価基準を策定。

● 福祉サービス第三者評価の流れ

	評価機関	事業所
準備	評価事業内容の公開	評価機関の情報収集
契約		評価機関の選択
評価	利用者調査 自己評価の分析	事業所との契約
		自己評価の実施
		訪問調査の実施
		評価結果の報告 (要同意)
公表	推進機関に報告	評価結果の公開 (同意の場合) サービス向上に向けての改善

受審証の交付



● 今までの経緯

年 月 日	内 容
平成 14 年度～	○岐阜県における福祉サービス第三者評価のあり方等について検討
平成 16 年度	○「岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議」(現「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」)の設置 ○ホームページ公開(アドレスは下記参照) ○評価機関の認証開始
平成 17 年度	○岐阜県福祉サービス第三者評価事業の運用開始 ○福祉サービス第三者評価の実施 ○評価結果の公表開始
平成 24 年度	○社会的養護関係施設の第三者評価受審が義務化

● 認証済み評価機関(平成30年4月現在)

- ①岐阜県社会福祉協議会(評価対象サービス:全分野)
住所:岐阜市下奈良 2-2-1 電話:058-273-1111(内線 2512)
- ②岐阜後見センター(評価対象サービス:全分野)
住所:岐阜市平和通 2-8-7 電話:058-213-9565
- ③ぎふ福祉サービス利用者センターびーすけっと(評価対象サービス:全分野)
住所:各務原市三井北町 3-7 尾関ビル 3 F 電話:058-375-3181
- ④旅人とたいようの会(評価対象サービス:全分野)
住所:大垣市伝馬町 1 1 0 電話:0584-73-2662
- ⑤ナルク岐阜福祉調査センター(評価対象サービス:全分野)
住所:岐阜市栄新町 1-16 国井ビル 203 号 電話:058-295-6505

評価を希望される事業者は、各評価機関へお問い合わせください。

● 岐阜県福祉サービス第三者評価事業推進審議会ホームページ

アクセス方法

「岐阜県庁ホームページトップ」→「子ども・医療・福祉・女性」→「地域福祉・その他」→「地域福祉」→「福祉サービス第三者評価」

ホームページアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/tiiki-fukushi-sonota/tiiki-fukushi/11219/index_22771.html

● 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部地域福祉課地域福祉・人材係 電話:058-272-8261
FAX:058-278-2651